平成27年茨城県物資流通調査(商業調査)

記入の手引

目 次

Ι	茨	城	県	物	資	流	通言	周査	· 0	概	要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
П	調	杳	票	記	ス	\ <u> </u>	\mathcal{O}	注	音	事	項		3

☆この調査により報告された記入内容は,統計法により秘密が保護されます。 ☆この調査票は,統計以外の目的に使用することは絶対にありません。

I 茨城県物資流通調査の概要

1. 調査の目的

茨城県物資流通調査(商業調査)は、茨城県が作成する「平成27年茨城県産業連関表」作成のための基礎資料として、**県内外における卸売業・小売業の流通状況の把握を目的**としています。

2. 調査の対象

別冊「品目コード一覧表」に掲げる品目を取り扱っている卸売業・小売業を営む事業所のうち、従業者規模区分等により一定の割合で選定しています。

3. 調査事項

- (1) 取扱い商品の品目別仕入額(年間仕入額,仕入先別割合,期首・末手持額)
- (2) 取扱い商品の品目別販売額(年間販売額,販売先別割合)

4. 提出期限

同封した返信用封筒により、提出期限までに御回答いただけますよう、よろしくお願いいたします(提出期限は、依頼文書「物資流通調査『商業調査』への協力について」又は調査票をご覧ください)。

期限内に提出が確認できない時は、貴事業所あてに督促・照会等をさせていただく場合がありますので、予め御了承ください。

5. 提出部数

調査票様式は、1事業所につき2枚送付しています。

そのうち、1枚を提出し残り1枚を事業所控えとしてください。

6. 提出先·照会先

〒310-8790 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県 企画部 統計課 企画分析グループ 物資流通調査担当

TEL: 0 2 9 - 3 0 1 - 2 6 3 2 (直通)

FAX: $0\ 2\ 9 - 3\ 0\ 1 - 2\ 6\ 6\ 9$

7. 本調査に関するホームページURL

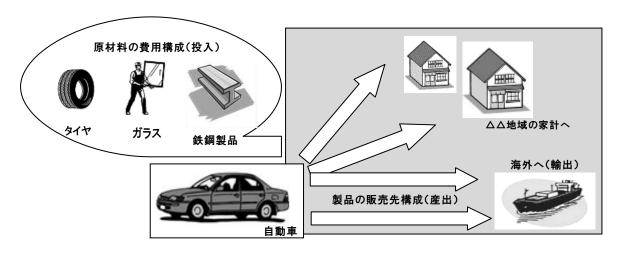
「いばらき統計情報ネットワーク/分野別≪産業・物流・サービス≫/茨城県物資流通調査」 http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/syogyo/busshi27/index.html ※調査票や記入例などがダウンロードできます。

-産業連関表について――

産業連関表とは、ある特定の地域において一定期間(通常1年間)に行われた

財・サービスの産業間取引を一つの行列(マトリックス)に示した統計表です。産業連関表を縦方向(列部門)にみると、その部門の財・サービスの国内生産額とその生産に用いられた費用構成の情報が得られます。また、横方向(行部門)にみると、生産された財・サービス及び輸入されたものがどれだけ販売されたか(販売先構成)の情報が得られます。

例えば、自動車を生産する際には、タイヤやガラス、鉄鋼製品など、様々な原材料が必要になります。産業連関表では、自動車産業をはじめとするすべての産業が購入した原材料やサービスの金額を産業別に掲載し、また、投入された原材料によって生産された製品が、どこで消費されたかを産業別に掲載しています。これを利用することによって、ある産業において生産を行った場合の他産業に対する経済波及効果を計測する、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能になります。



本調査は、貴事業所が扱われる商品について、県内外からどのような割合で仕入れ、また、販売されたかを調査するものです。本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます。

――産業連関表の利用例――

- 産業別の投入構造や産業と産業の結びつきが詳しくわかります。
- 特定の経済政策が各産業にどのような影響をもたらすかを分析することができます。例えば、公共投資、IT投資などによる経済効果や、大きなイベント等による経済の波及効果などがわかります。
- 県民経済計算(GDP推計)の重要な基礎資料として利用されています。

Ⅱ 調査票記入上の注意事項

く守秘義務について>

○ 提出していただいた調査票は、**「茨城県産業連関表」作成以外には使用しません。** 徴税その他、貴事業所の利害に関することに利用したり、報告内容を他に漏らすことも ありませんので、可能な限り、事業の実態を正確に記載してください。

<印字項目について>

O 調査票(提出用・控え用)には、平成26年経済センサスー基礎調査などの統計調査を元にして、貴事業所のデータ(「事業所名称」、「事業所の所在地」)が印字されています。

当該印字データが、貴事業所の調査対象年(平成27年)の状況として正しいかどうか を確認してください。データが相違している場合は、上書き等により訂正をお願いします。

<調査対象について>

- この調査は、個々の事業所を対象にしていますので、貴事業所単体での内容を記入し、 関連の本社、支社、その他の事業所(元請・下請事業所・委託加工業者等)の分は含め ないでください。
- 調査事項の中には、貴事業所では把握が困難な項目もあるかと思いますが、本社等と 連携のうえ、可能な限り記入するよう努めてください。
- この調査は、対象年である**平成27年(<u>年度ではなく暦年</u>)の**、貴事業所における**年間実績について調査**するものです。
- **平成27年1月1日~平成27年12月31日までの1年分** について記載してください。
- 平成27年中に事業実績がある場合は、次のような場合も調査対象となりますので御 留意ください。

なお、このような場合には、備考欄に「平成27年△月社名変更」や「平成27年△月 閉鎖」等と付記してください。

① 平成27年4月からB事業所に変更し、A事業所の事業を引き継いだ場合 ⇒A事業所の、平成27年1月~ 3月の実績を記入します。 B事業所の、平成27年4月~12月の実績を記入します。

- ② 平成27年5月末にC事業所を**閉鎖(廃業・休止)** した場合 ⇒C事業所の平成27年1月~ 5月の実績を記入します。
- ③ 平成27年6月末にD事業所とE事業所が合併してF事業所になった場合
 - ⇒D事業所の,平成27年1月~ 6月の実績を記入します。
 - E事業所の、平成27年1月~ 6月の実績を記入します。
 - F事業所の、平成27年7月~12月の実績を記入します。
- ④ 平成27年7月末にG事業所は閉鎖され、同企業系列のH事業所へ、この調査票が転送されている場合
 - ⇒G事業所の、平成27年1月~7月の実績を記入します。
 - * H 事業所で、G 事業所の実績が不明の場合は、本社等へ照会・転送してください。
 - * H事業所が、G事業所の事業を引き継いでいなければ、平成27年8~12月分について、H事業所の実績を御報告いただく必要はありません。
- ⑤ 平成27年8月末にI事業所が**県外へ移転**した場合
 - ⇒ I 事業所の、平成27年1月~8月の実績を記入
 - * I 事業所の、平成 2 7 年 9 月 \sim 1 2 月 の実績については、御報告いただく必要はありません。
- ⑥ 平成27年9月末にJ事業所はK事業所とL事業所に**分割**された場合 (K事業, L事業所とも県内に所在するものとする)
 - ⇒」事業所の、平成27年 1月~ 9月の実績を記入
 - K事業所の、平成27年10月~12月の実績を記入
 - L事業所の、平成27年10月~12月の実績を記入
 - *分割後の事業所が県外に設立された場合は、上記⑤と同様に取扱います。
- 原則として,暦年での記載をお願いしていますが,決算期の関係等により暦年での把握 が困難な場合は,貴事業所で把握可能な期間で記入していただいて結構です。

なお、**暦年以外の期間で記入した場合は、調査票右下の「調査票に記入した決算期等の期間」欄に当該期間を明記**してください。

<調査票について>

- 調査票は下のとおり2枚送付してあります。
 - 不足の場合は、茨城県統計課ホームページより様式がダウンロードできますので御利用ください。コピーして使用していただいても結構です。
 - ①提出用…返信用封筒により、 県統計課へ提出してください。
 - ②控え用…①と同内容を記入のうえ、貴事業所で控えとして保管してください。
 - ※提出をいただいた後、内容について照会させていただくことがありますので、 必ず控えをお取りください。未使用の場合、返送は不要です。

< 指定品目・品目コードの記入について>

○ 指定品目及び品目コードの記入に際しては、別冊「品目コード一覧表」を参照してくだ さい。

(例1) ハムを卸・小売している場合

「品目例示」 … <u>ハム</u>, ベーコン, ソーセージ, 混合製品, ハンバーグ, 焼豚等

「指定品目名」… 肉加工品(品目コード006)

(例2) そう菜と弁当を卸・小売している場合

「品目例示」 …<u>そう菜</u>, すし, <u>弁当</u>

「指定品目名」…そう菜、すし、弁当(品目コード035)

*複数の製品を取り扱っている場合も、それらの製品が同一の指定品目の例示にあたるものであれば、1つの指定品目としてまとめて記入してください。

(例3) 完成品と仕上前品(中間製品)を卸・小売している場合

▼完成品のマフラー

「品目例示」 …繊維製の身の回り品(ネクタイ,スカーフ,マフラー,…)

「指定品目名」… 他に分類されない衣服・身の回り品(品目コード057)

▼仕上前品の糸

「品目例示」 …純綿糸, 混紡績糸, …

「指定品目名」… 紡績糸 (品目コード047)

*上記例のように、完成品と中間製品とで、指定品目名が異なる場合がありますので、品目例示を十分御確認ください。

<従業者数について>

- 「事業所の従業者数」には、<u>調査期間の末日現在</u>における、**実際に管理その他の業務に常時従事する**従業者の数を記入してください。よって、パート・アルバイト・派遣社員等も、 実際に業務に常時従事している場合はこれに含みます。
 - *なお,具体的な従業者の定義は,下の(1)常用労働者と(2)個人事業主及び無給 家族従業者を合計した人数となります。
 - (1) 常用労働者
 - ① 期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者
 - ② 日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われた者のうち、その月とその前月にそれ ぞれ18日以上雇われた者
 - ③ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従事者などで、上記①②に該

当する者

- ④ 重役、理事等の役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- ⑤ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- (2) 個人事業主及び無給家族従業者
 - ① 業務に従事している個人事業主(実務に携わっていない者は除く)
 - ② 個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者 (手伝い程度の者は除く)

<本店支店の別、事業の形態について>

- \bigcirc 貴事業所の店舗形態が、下記 $1 \sim 4$ のいずれであるか、調査票に \bigcirc を付けてください。
 - 1) 単独店 2) 本店
 - 3) 支店(本店が県内にある場合) 4) 支店(本店が県外にある場合)
- \bigcirc 貴事業所の事業形態が、下記 $1 \sim 2$ のいずれであるか、調査票に \bigcirc を付けてください。
 - 1) 卸売業 2) 小売業

<本票作成担当者について>

○ 後日,提出いただいた調査票の内容について照会させていただくことがありますので,「本票作成担当者(所属部課名,職・氏名,電話番号)」は,必ず記入してください。

<調査項目別の注意事項について>

○ 別紙「調査票記入例」をご覧ください。